

K-Friends 規約

(名称)

第1条 勝浦町総合型地域スポーツクラブの名称は、K-Friends (以下「クラブ」という。)と称する。

(所在地)

第2条 事務所を徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字古川1番地1 勝浦町民体育館内に置く。

(目的)

第3条 クラブは、スポーツ・文化活動を通じて、豊かな人間性と地域コミュニティの充実を目指すとともに、健康で活力のある町づくりと生涯スポーツ社会の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 クラブは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 勝浦町内のスポーツ・文化施設を活用し、定期的なスポーツ・健康づくり活動及び文化活動の実施
- (2) 会員相互及び地域住民との親睦を深めるための交流事業
- (3) その他、目的達成のために必要な事業

(会員の資格)

第5条 クラブの会員となるためには、所定の入会申込書の提出と会費の納入を必要とする。

- 2 クラブの会員資格は、他に譲渡できない。
- 3 中学生以下の会員については、保護者の同意を必要とする。
- 4 中学生以下の会員については、総会等の表決権を有しない。

(会員の構成)

第6条 クラブの構成員は、正会員と賛助会員とする。

- 2 正会員は、クラブの目的に賛同して入会し、活動を推進する個人とする。
- 3 賛助会員は、クラブの事業に賛同し、支援できる個人及び団体とする。

(会員資格の喪失)

第7条 クラブの会員資格は、退会、除名、死亡によって喪失する。

(休会・退会)

第8条 クラブの会員が、一時的にクラブ活動を停止する場合には、休会届けを提出しなければならない。

- 2 クラブの会員が、退会しようとするときは、退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 クラブの会員が、次の各項に該当する場合は、会長の承認を得て除名することができる。

- (1) 第5条の要件をみたしていない者
- (2) 継続して1年以上会費の納入を怠った者

(会費)

第10条 会員は別表の規定に基づき会費を納入する。ただし、一旦納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(役員及び選出)

第11条 クラブは事業運営のために、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 運営委員 15名以内
- (4) 監 事 2名

2 クラブの運営委員は、会員の中から選出し、総会の承認を得ることとする。

3 クラブの会長・副会長は運営委員の中から選出し、副会長1名はゼネラルマネージャーとする。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年間とし、再任は妨げないものとする。

2 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまで、その職務を行う。

3 任期途中で欠員が生じた場合には、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。なお、この場合には、次期総会において報告するものとする。

(役員職務)

第13条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、クラブを代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 運営委員は、クラブの事業を分担する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(役員解任)

第14条 役員が、次に該当するに至ったときは、総会議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第15条 クラブの総会は、会長が招集し次の事項の議決、または承認することができる。また、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

- (1) クラブの基本方針に関すること。
- (2) この規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び報告に関すること。

- (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 役員に関すること。
 - (6) その他、クラブの運営に関し重要なこと。
- 2 総会の成立は、表決権を行使できる会員（委任状を含む）の過半数の出席を必要とする。
- 3 総会の議事は、表決権をもつ出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決することとする。

(運営委員会)

- 第16条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員で構成し、必要に応じ会長がこれを招集する。
- 2 運営委員会は、事業および運営に関する事項を協議し決定する。
- 3 運営委員会には、部会を置くことができる。

(部会)

- 第17条 クラブには、次の部会を設置し、部長がそれぞれの部会を招集することができる。
- (1) 競技スポーツ部
 - (2) 生涯スポーツ部
 - (3) 文化活動部
 - (4) 企画・運営部
- 2 各部会は、それぞれの具体的な事業を計画し、その実施にあたる。
- 3 各部会は、役員で構成する。

(経費)

- 第18条 クラブの経費は、会費、事業等による収入、補助金・委託金、寄付金、協賛金、その他をもって充当する。

(会計年度)

- 第19条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第20条 クラブの全体的な実務にあたるため職員を置く。
- (1) ゼネラルマネージャー 1名
 - (2) クラブマネージャー 1名
 - (3) アシスタントマネージャー 若干名

(重要書類の保管)

- 第21条 クラブの財産目録、決算報告書その他会計に関する重要書類は、5年間保存する。

(情報公開)

- 第22条 クラブは、会員が事業報告・決算書及び事業計画及び予算書等の公開を求めた

場合、必要な手続きを行った上で、開示するものとする。

(自己責任)

第23条 会員は、クラブでの活動に際しては、クラブの諸規定及び施設管理責任者ならびに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違反して盗難、傷害等の事故がおこっても、クラブに対して損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第24条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

2 クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。ただし賛助会員の保険加入は任意とするが、未加入者の活動中の事故については、クラブは一切の責任を負わない。

(細則)

第25条 この規約に定めない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会によって定める。

附 則

この規約は、平成21年3月15日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成23年2月19日から施行する。

この規約は、平成23年4月24日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。